

## 第5節 都市防災対策

### 1 防災都市づくりの基本的考え方

東京都では、都市防災の基本的な対策を示した災害対策基本法に基づく「東京都地域防災計画」及び震災の防止に関する施策を総合的に取りまとめた東京都震災対策条例に基づく「東京都震災対策事業計画」を定めており、これらの計画の中で、「防災都市づくり推進計画」は、地震災害の予防や、その被害拡大の防止の具体的な推進策の一つと位置付けられています。

「防災都市づくり推進計画」の前身である「都市防災施設基本計画」は、昭和 56 年、災害に対する危険性の高い地域が山手地区へ拡大していることから、区部全域を対象とする防災都市づくりの長期的な基本計画として策定されました。

「都市防災施設基本計画」は、「火を出さない。火をもらわない。」という観点から防災生活圏の形成（＝逃げないですむまち）及び都市施設の整備による防災都市づくりを目標とするもので、延焼遮断帯の整備計画を軸に、おおむね小学校区程度の広さで設定した防災生活圏内における生活環境の改善や防災市民組織の育成等、ハード・ソフトの両面にわたる防災対策を進めるものでした。都では、この計画に基づく具体的な施策として、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業等により防災都市づくりを進めました。

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「都市防災施設基本計画」を見直し、震災時の市街地大火や建物倒壊等から都民の生活を守るため、より効果的・集中的な防災都市づくり推進の方針を示すことを目的に、平成 7 年度に防災都市づくり推進計画〈基本計画〉、平成 8 年度に同〈整備計画〉を策定しました。

平成 12 年 12 月、東京都震災対策条例が制定され、その第 13 条の中で、防災都市づくりに関する計画を策定することが義務付けられました。計画では、①防災都市づくりに関する施策の指針、②地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定、③重点整備地域等の指定について定めています。

平成 7 年度の防災都市づくり推進計画の策定後、4 度の改定（平成 16 年 3 月、平成 22 年 1 月、平成 28 年 3 月及び令和 3 年 3 月）を行いながら、市街地の防災性の向上に取り組んできました。

#### (1) 地域危険度測定調査

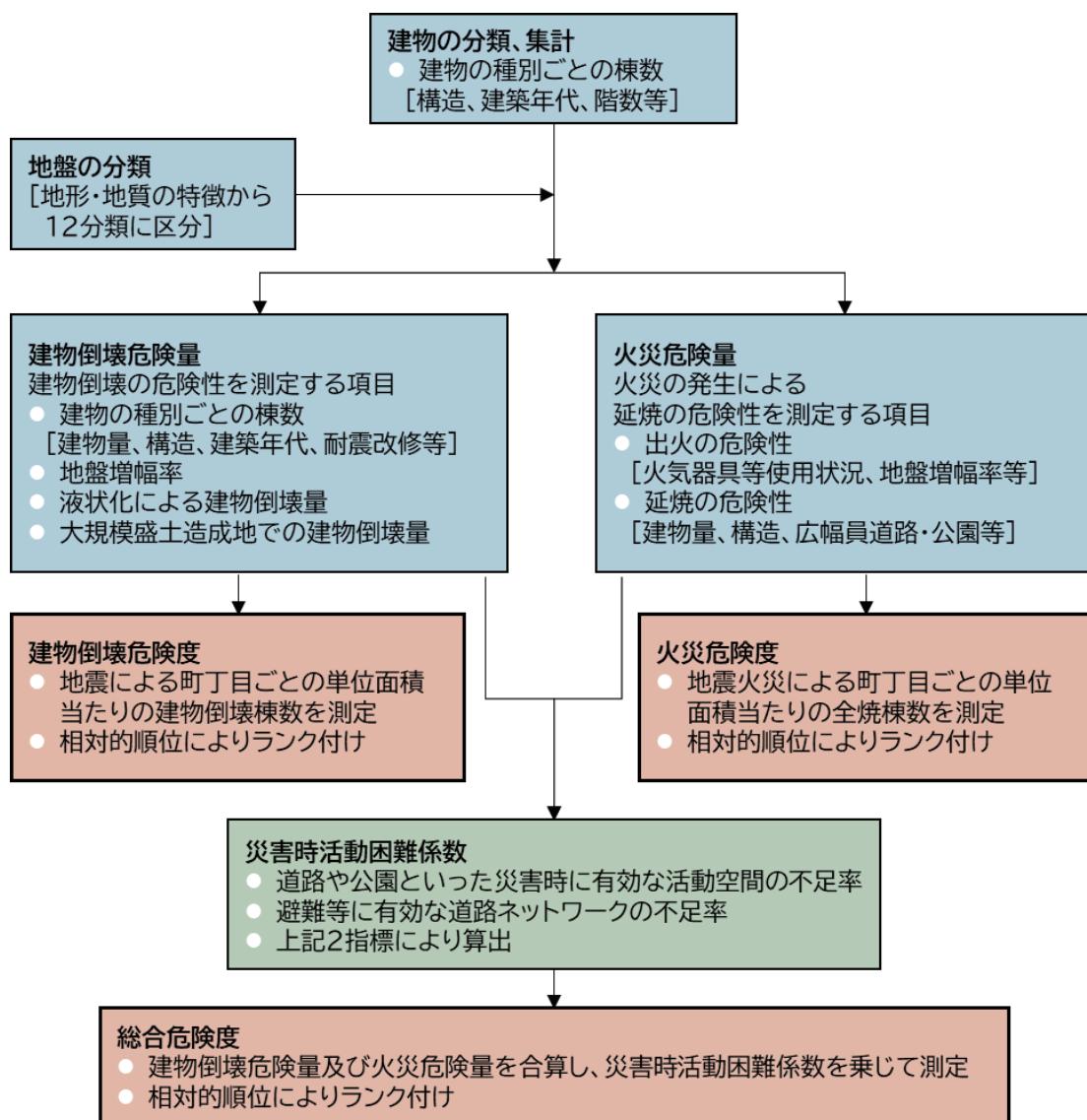
地域危険度測定調査は、東京都震災対策条例第 12 条第 1 項及び同施行規則第 5 条に基づき、地震災害に強い防災都市づくりの指標として、震災対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とするほか、地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚を図る目的で、おおむね 5 年ごとに、地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査及び研究し、その結果を同条例第 12 条第 3 項により都民に公表しています。

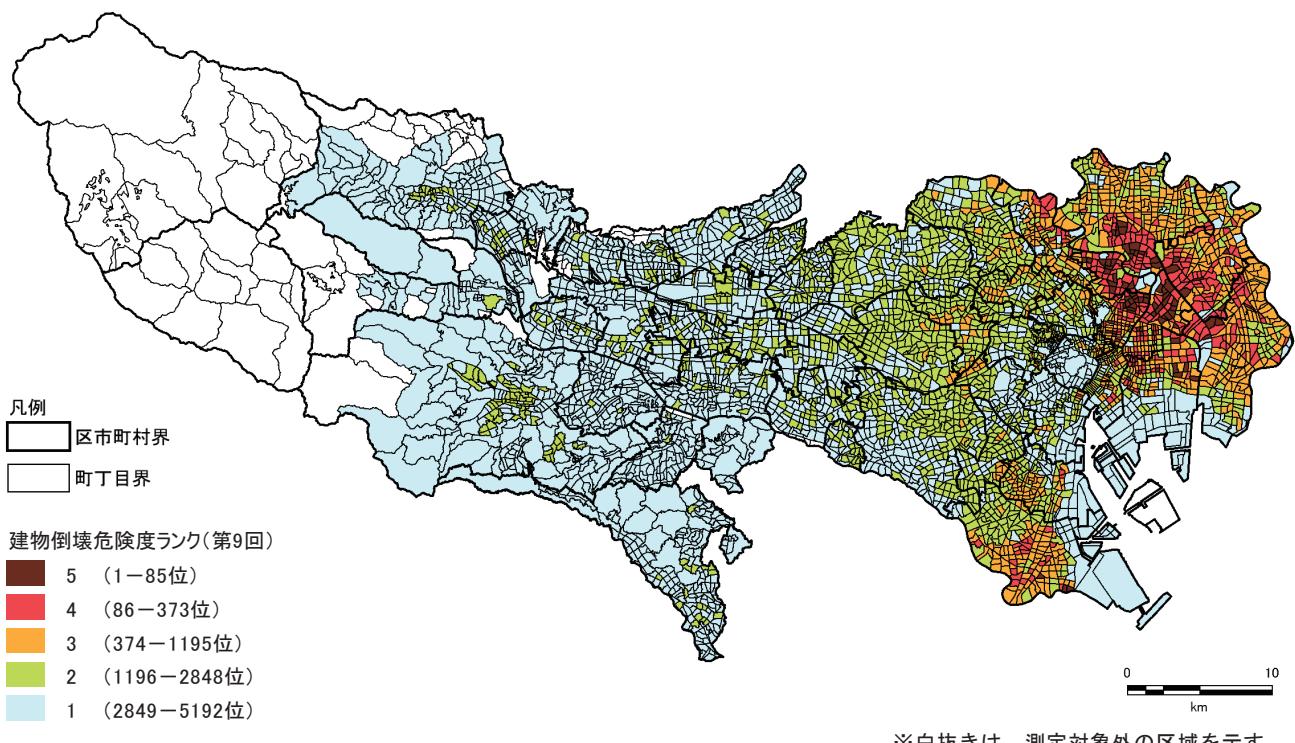
調査の内容は、都内の市街化区域全域を対象に、町丁目ごとに地震に対する危険性を地盤特性、建物の構造や築年数、火災の発生、延焼の危険性などの面から測定し、危険の度合い（被害の受けやすさ）に応じて、ランク 1（低い）からランク 5（高い）までの 5 段階で評価するものです。

調査の公表は、昭和 50 年に区部第 1 回、昭和 55 年に多摩地域第 1 回、昭和 59 年に区部第 2 回、昭和 62 年に多摩地域第 2 回、平成 5 年に区部・多摩地域を同時に第 3 回（以後一本化）、平成 10 年に第 4 回、平成 14 年に第 5 回、平成 20 年に第 6 回、平成 25 年に第 7 回、平成 30 年に第 8 回、令和 4 年に第 9 回を公表しています。

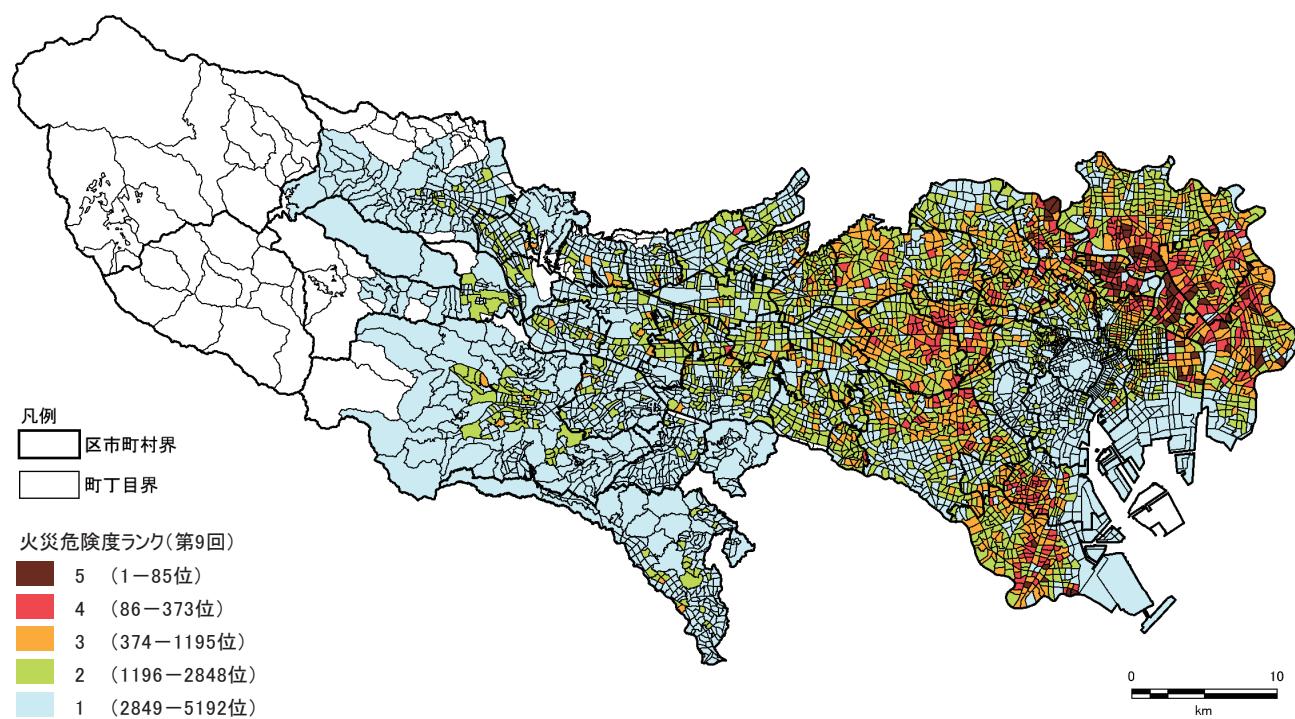
第 9 回の調査では、都内 5,192 町丁目について、各地域における地震に対する危険性を建物倒壊・火災の二つの侧面から測定し、全町丁目の危険度を 1 から 5 までのランクに分けて相対的評価として危険度を測定しました。また、地震時の避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を表す指標として、道路基盤などの整備状況に基づき災害時活動困難係数を算出し、これを建物倒壊危険度と火災危険度に加味して、総合危険度を測定しました。

### 第 3-43 図 第 9 回地域危険度測定調査のフロー

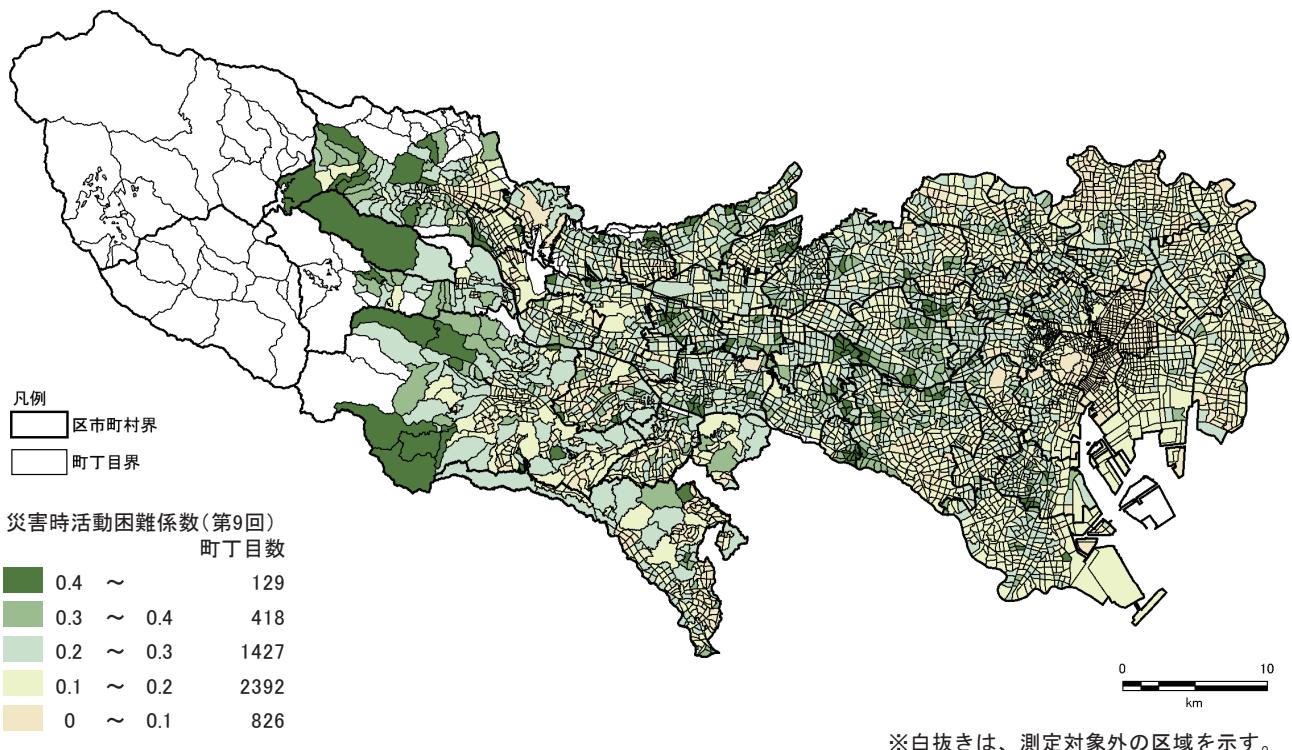




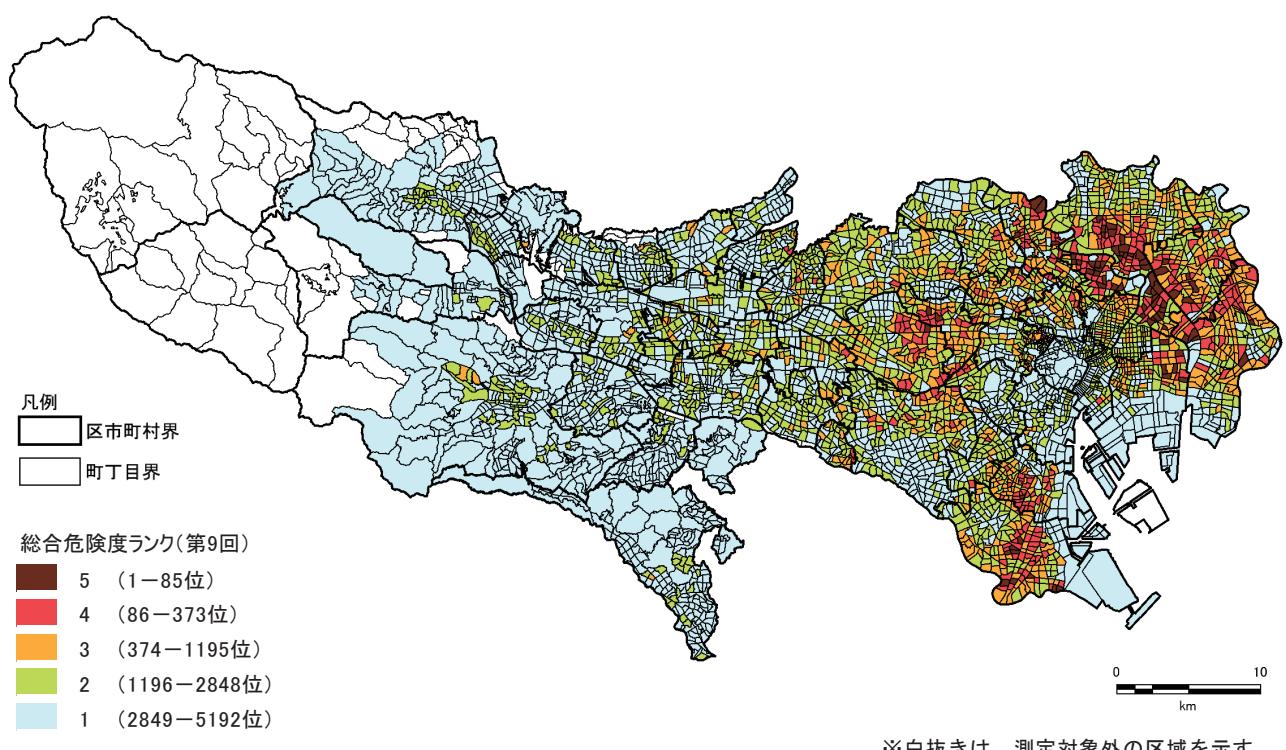
第9回 建物倒壊危険度ランク図



第9回 火災危険度ランク図



第9回 災害時活動困難係数図



第9回 総合危険度ランク図

## (2) 防災都市づくり推進計画

東京都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「防災都市づくり推進計画」を平成7年度に策定（平成16年3月、平成22年1月、平成28年3月及び令和3年3月改定）し、市街地の防災性向上に取り組んできました。「防災都市づくり推進計画」の概要は、次のとおりです。

### (計画の目的・構成)

本計画は、東京都震災対策条例第13条の規定に基づき、震災時の被害拡大の防止や都市構造の改善に関する諸施策の推進を目的として定めています。その内容は、施策の基本的な方向や整備地域等を定めた「基本方針」と、具体的な整備計画等を定めた「整備プログラム」で構成されています。

### (対象区域・計画期間)

本計画は、東京都内の市街化区域（23区28市町）を対象とし、木造住宅密集地域が連なる地域を中心とした23区及び多摩地域の7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市及び狛江市）について防災生活圏を設定しています。計画期間は、基本方針が令和3年度から令和12年度までの10年間、整備プログラムが令和3年度から令和7年度までの5年間となっています。

### (基本的な考え方)

防災都市づくりの基本的な考え方は次のとおりです。

- 1) 延焼遮断帯の形成及び緊急輸送道路の機能確保
- 2) 安全で良質な市街地の形成
- 3) 避難場所等の確保

延焼遮断帯とは、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帶状の不燃空間で、対象区域全体で1,681kmを設定しています。

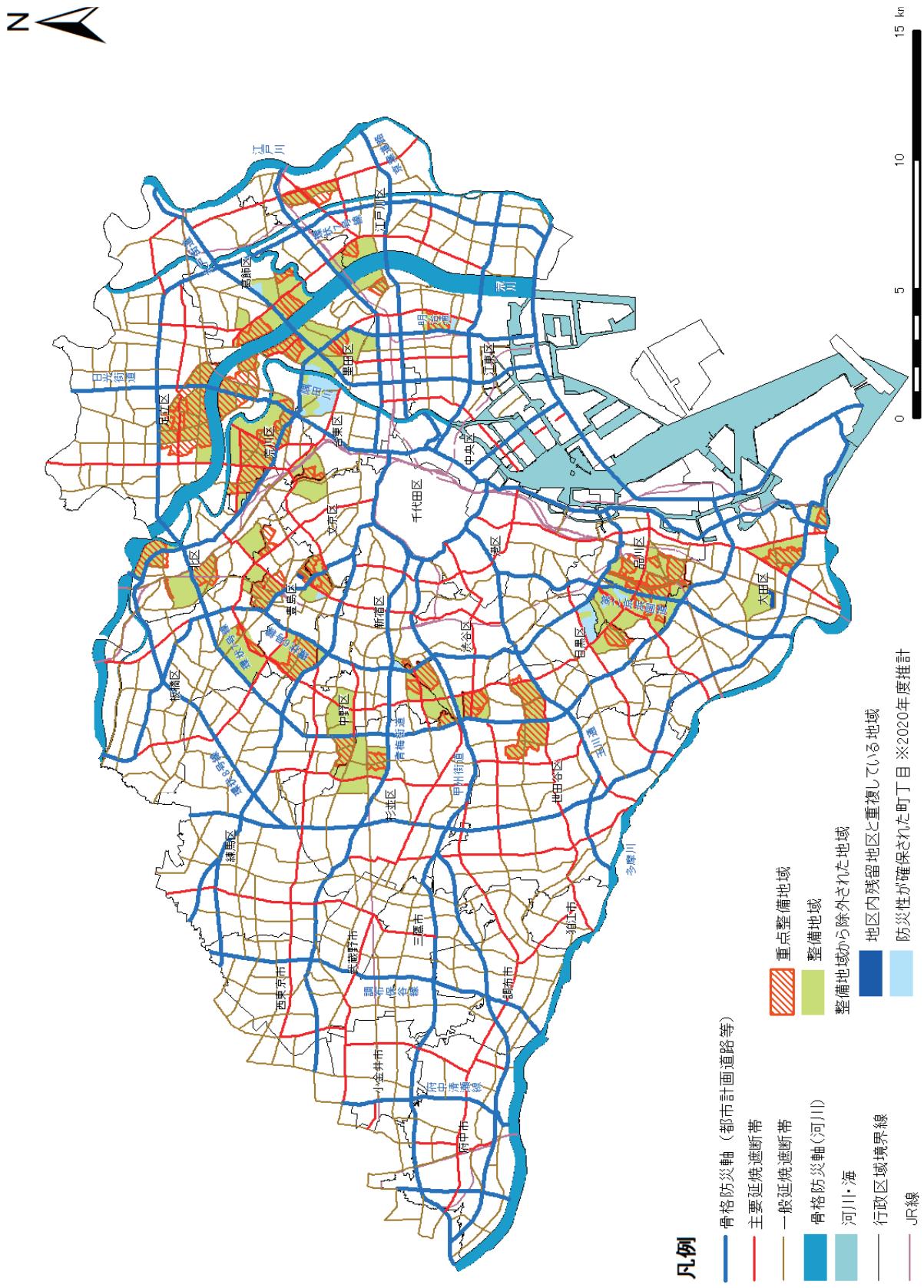
また、地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域、28地域・約6,500haを整備地域として指定しているほか、整備地域のうち、特に防災都市づくりに資する事業を重点的かつ集中的に実施する地域、52地区・約3,350haを重点整備地域（不燃化特区）として指定しています。

### (不燃化特区制度と特定整備路線の取組)

木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を平成23年度に立ち上げ、特別な支援により不燃化を推進する不燃化特区と、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である特定整備路線の整備を一体的に進めてきました。令和2年3月の基本方針改定により、これらの取組を5年間延長し、引き続き、整備地域の不燃化を強力に推進しています。

参照：<トピック>不燃化特区制度・特定整備路線の取組（126ページ）

第3-44図 市街地のゾーニング図



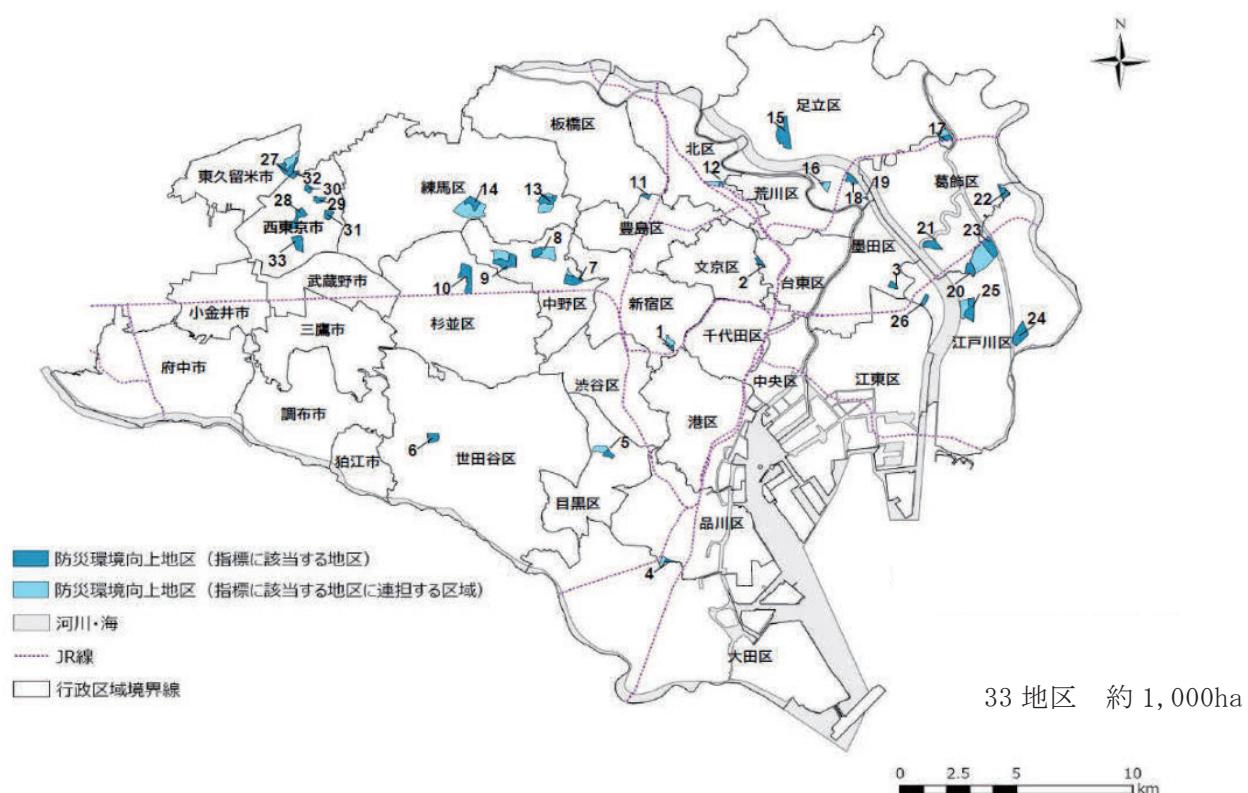
【整備地域・重点整備地域・延焼遮断帯】

令和7年3月には、最新の地域危険度等の測定調査やこれまでの取組の成果や課題を踏まえた効果的な施策を展開し、早期に市街地の防災性を確保するために、推進計画の基本方針を改定し、整備地域の目標の着実な達成に向け、不燃化特区制度と特定整備路線の整備について、取組を令和8年度から5年間延長することとしました。また、令和6年1月の能登半島地震において発生した大規模な火災の教訓を踏まえ、局所的に対策が必要な地区を「防災環境向上地区」として、33地区・約1,000ha指定し、防災生活道路や公園整備等への支援を令和7年度から先行して開始しています。

令和8年3月には、整備プログラムを改定し、整備地域及び防災環境向上地区において施策を拡充することで、木密地域の不燃化を一層加速していくこととしています。

### 第3-45図 防災環境向上地区

#### 次期推進計画（基本方針令和7年3月改正）



### (3) 都市の事前復興の取組

都は、首都直下地震等への事前の対応として、「防災都市づくり」に加え、被災後の迅速かつ計画的な都市復興に向け、都市復興のあり方や手順、執行体制をあらかじめ検討し、都民等と共有を図る「都市の事前復興」の取組を進めています。

#### ア 都市復興の理念、目標及び基本方針（都市復興のあり方）

都は、首都直下地震等の被災時における迅速で計画的な都市復興に向け、あらかじめ都民と行政が震災復興時の都市づくりのあり方を共有しておくため、平成13年度に「震災復興グランドデザイン」を策定し、その中で「復興時の理念、目標及び基本方針」を示しました。

その後、全国各地で発生した大災害の教訓等を考慮するとともに、都民、学識経験者などの意見を踏まえ、令和元年6月に、改めて「都市復興の理念、目標及び基本方針（以下「本基本方針等」という。）」を策定しました。

本基本方針等は、東京が、地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等により被害を受けた場合に、都市復興の方針・計画の策定や事業を実施する際の指針として活用するものです。

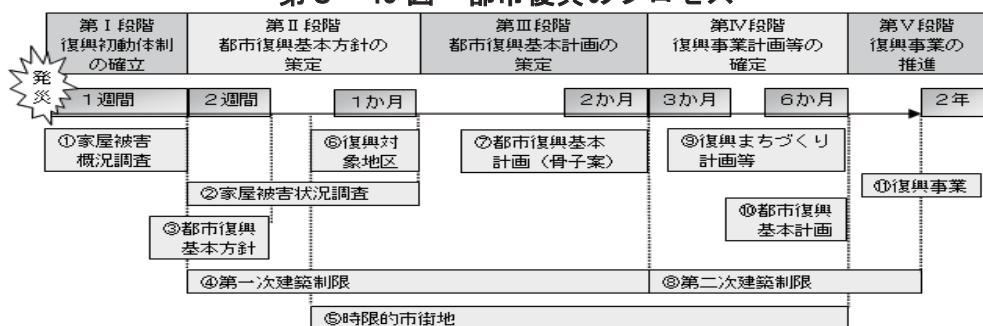
#### イ 東京都震災復興マニュアル（復興手順や執行体制）

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、震災復興対策をあらかじめ準備しておくため、都は行政の行動指針として平成9年5月に「都市復興マニュアル」と平成10年1月に「生活復興マニュアル」を策定しました。平成15年3月にこれらを統合して「東京都震災復興マニュアル」とし、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」の2部構成としています。その後、平成28年3月には、東日本大震災後の法整備等や各種災害対応等の経験を踏まえ、修正するなど適宜見直しを行い、直近では令和4年度の首都直下地震等の新たな被害想定や令和5年度の地域防災計画（震災編）の改定を受け、令和6年度末に「復興施策編」を更新しました。

復興プロセス編では、被災後の復興においては、被災者自らが立ち上がる「自助」、地域の人々が互いに支えあう「共助」（＝地域力）、これらの活動を支援する「公助」の三つの働きが互いに連携し、協力し合うことが重要であると位置付け、阪神・淡路大震災等において復興の原動力となった地域力をいかした「地域協働復興」を推進していくことを示しています。

復興施策編では、行政が実施する分野別の具体的な行動指針を明らかにしており、第1章：復興体制の構築、第2章：都市の復興、第3章：住宅の復興、第4章：くらしの復興、第5章：産業の復興で構成され、特に、第2章では、被災から復興事業までを5段階に区分し、タイムスケジュールに合わせて、復興の手順を11項目に分けています。（第3-45図）

第3-45図 都市復興のプロセス



## (参考) 建築制限

### 手順④ 第一次建築制限

復興に当たり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合に、建築の制限区域を設定します。

建築基準法第 84 条の規定に基づき、発災から 1 か月に限り区域内における建築物の建築を制限又は禁止することができる。さらに、1 か月を超えない範囲内（発災から 2 か月）において期間を延長することができる。

### 手順⑧ 第二次建築制限

第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、更に検討を要する区域について建築の制限を行う。被災市街地特別措置法第 5 条の規定に基づき、被災市街地復興推進地域と建築制限期間を都市計画に定める（建築制限期間は、最長発災から 2 か年）。

## ウ 都民への普及啓発

「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「東京都震災復興マニュアル」については、作成するだけでなく、都民等が理解し、共有することが重要です。

都は、震災後の復興まちづくりの在り方について都民とともに考えることを目的に、都民参加型の「震災復興シンポジウム（都市の事前復興シンポジウム）」を平成 12 年度から毎年度開催しています。学識経験者や震災復興経験者等による基調講演、都からの報告（マニュアルの説明等）やパネルディスカッションにより都市の事前復興について考える場を設けています。

また、毎年行われる、総合防災訓練、防災展や耐震キャンペーンにおいて、事前復興に関するパネル展示やDVD上映等を通じ、都民への普及啓発を図っています。

さらに、令和 5 年度からは、関東大震災 100 年を契機とした普及啓発の一環として、小学生を対象とした復興訓練を実施し、次世代を担う子供や親世代のまちづくりや地域活動への興味・関心を高め、自助・共助意識を醸成しています。

## エ 都市復興に係る訓練（行政職員の実務能力の向上）

都及び区市町村職員も、「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「東京都震災復興マニュアル」に示された復興手順の習熟を図り、都市復興に関する意識向上を目的として、毎年、四つの訓練を実施しています。

### 1) 家屋被害概況調査訓練（平成 10 年度～）

「東京都震災復興マニュアル」において、区市町村職員は、被災直後から、都市復興に係る方針作成等のための基礎データとなる家屋被害概況を調査した上で、都に送付し、都がGISにより図化してとりまとめることになっています。

このため、被災直後から迅速に行動できるようにするために、都と区市町村職員を対象として、家屋被害概況調査の訓練を実施しています。

### 2) 広域都市復興訓練（平成 29 年度～）

都職員を対象として、「東京都都市復興基本方針」及び「東京都都市復興基本計画」を作成するまでの図上訓練を実施しています。

### 3) 都市復興訓練（平成 10 年度～）

区市町村職員を対象とし、毎年、異なる対象地区で被災状況を設定し、復興まちづくり計画（案）の作成等を行う図上訓練を実施しています。

なお、都市復興訓練については、令和 6 年度より、習熟度別に「基礎編」、「実践編」に分けて実施するなど、より一層職員の習熟度を高める内容で訓練を行っています。

### 4) 復興まちづくり実務者養成訓練（平成 28 年度～）

近年の大災害の教訓から、迅速かつ計画的な都市復興を実現するためには、地域レベルの事前復興の取組を推進させることが重要となります。事前に地域の復興まちづくり計画について、住民と共に、課題解決しておくことによって被災した際に迅速に復興を進めることができます。

こうした地域レベルの復興計画の作成や復興まちづくり訓練を企画・運営できる区市町村職員を養成するための研修・訓練を実施しています。

## オ 区市町村における都市の事前復興の取組促進

都市復興に当たっては、各区市町村が地域の特性を踏まえた独自の震災復興マニュアルを備えておく必要があり、都は平成 21 年 3 月に「区市町村震災復興標準マニュアル」を作成（平成 29 年 3 月修正）しました。

また、都は、区市町村に対して事前復興の取組の強化に向けた検討を支援するとともに、区市町村の担当者や地域住民への意識啓発の強化を図りながら、事前復興の認知度を高めていく取組を推進するため、平成 27 年 3 月に「市街地の事前復興の手引」を作成しました。「東京都震災復興マニュアル」が復興の手順と役割分担等を決めているのに対し、この手引はマニュアルを運用した事前準備についてまとめたものです。

なお、令和 6 年元日に発生した能登半島地震の被害等を踏まえ、区市町村の事前復興の取組を促進するため、令和 6 年度末には区市町村幹部職員を対象とした、復興まちづくり実務者サミットを開催するなど、職員の災害対応力向上の取組を行っています。

## 2 防災都市づくりの施策

### (1) 防災街区整備方針

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下この章において「密集法」という。）及び都市計画法の規定に基づき、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、各種事業及び都市計画等の活用により、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るために定めるマスターplanです。

方針には、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の区域を「防災再開発促進地区」、延焼防止・避難機能を確保するために整備すべき道路、公園等を「防災公共施設」として指定し、整備に関する計画の概要等を示しています。

防災再開発促進地区では、延焼等危険建築物の除却勧告や都市再生機構の活用等が可能となるほか、建替計画の認定による共同建替補助等の補助事業が拡充されます。

また、都市施設として整備すべき防災公共施設に関する都市計画に施行予定者、事業着手予定日等を定めることにより早期整備を図ることができます。

令和7年4月1日現在、防災再開発促進地区を99地区約6,191ha、防災公共施設を355か所指定しています。

### (2) 木造住宅密集地域整備事業

都市の防災性を向上させ都民の生命や財産を守るためには、老朽化した木造住宅が密集しており、防災上の危険性や住環境上の課題を抱えている木造住宅密集地域の改善が重要です。

このため都では、区市町村と連携し、防災都市づくり推進計画に定める整備地域等において、木造住宅密集地域整備事業を実施しています。

この事業は、老朽建築物の除却や建替えを促進するとともに、生活道路や防災公園などの公共施設を整備し、地区の防災性と居住環境の向上を総合的に図ることを目的としています。

令和7年4月現在、19区54地区約2,971.0haで事業を実施しています。

参照：第3-46表 木造住宅密集地域整備事業実施地区一覧表（158ページ）

### (3) 都市防災不燃化促進事業

大地震による火災から住民の生命及び財産を守ることは重要なことです。それには、都市を不燃化して市街地火災の防止及び災害時の避難の安全化を図ることが必要です。そこで、東京都と特別区は、昭和 55 年度から、都市防災不燃化促進事業を実施しています。

この事業は、防災上必要な骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地、避難路の周辺を「不燃化促進区域」に指定し、この中で耐火建築物等を建築する者に対して、建築費の一部を助成することにより不燃化を促進し、市街地火災の拡大を防止するとともに、避難者を火災のふく射熱から守ることを目的としています。おおむね 10 年間で不燃化促進区域内の不燃化率をおおむね 70% にすることを目指して事業を推進します。

なお、令和 7 年 4 月現在の事業実績は、事業地区 125 地区、1,712.0ha、うち事業終了地区は 86 地区、1,495.2ha となっています。

参照：第 3-47 表 都市防災不燃化促進事業実施地区一覧表（159 ページ）

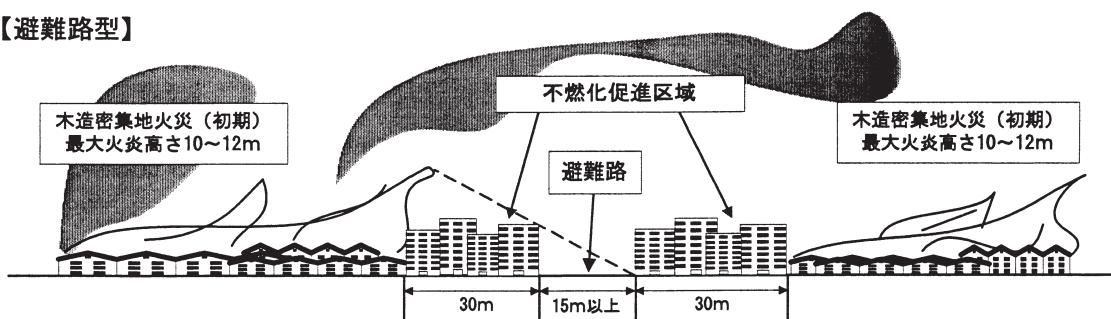
- 助成を受けられる者 ..... 不燃化促進区域内で 2 階建て以上かつ高さが 7 m 以上の耐火建築物又は準耐火建築物を建築する者
- 助成金の額 ..... 建築物の 3 階までの床面積の合計に応じ、建築費の一部を特別区が助成する。その他に、従前建物を除却した場合の除却助成費、引っ越しに伴う仮住居助成費、動産移転助成費、移転雑費助成費等を助成する。

都は事業を実施する特別区に対し、事業費の一部を次のとおり補助する。

補助項目	国	都	区
不燃化促進調査	1 / 3	1 / 3	1 / 3
建築助成費	1 / 2	1 / 4	1 / 4
除却助成費	1 / 2	1 / 4	1 / 4
仮住居助成費	1 / 2	1 / 4	1 / 4
動産移転助成費	1 / 2	1 / 4	1 / 4
移転雑費助成費	1 / 2	1 / 4	1 / 4
住宅型不燃建築物助成	1 / 2	1 / 4	1 / 4

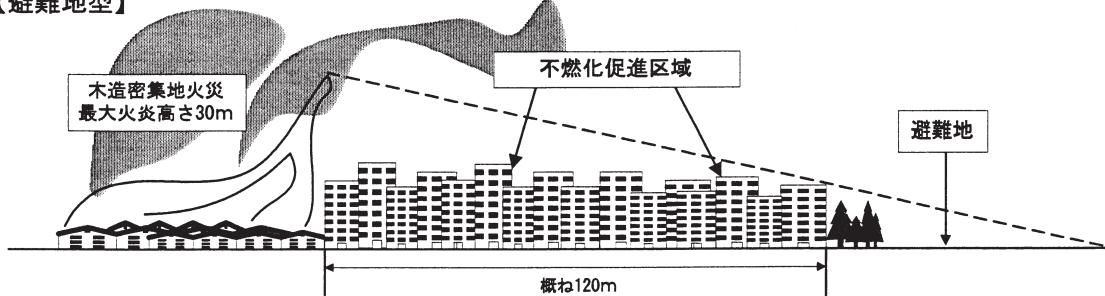
#### ＜事業イメージ＞

##### 【避難路型】



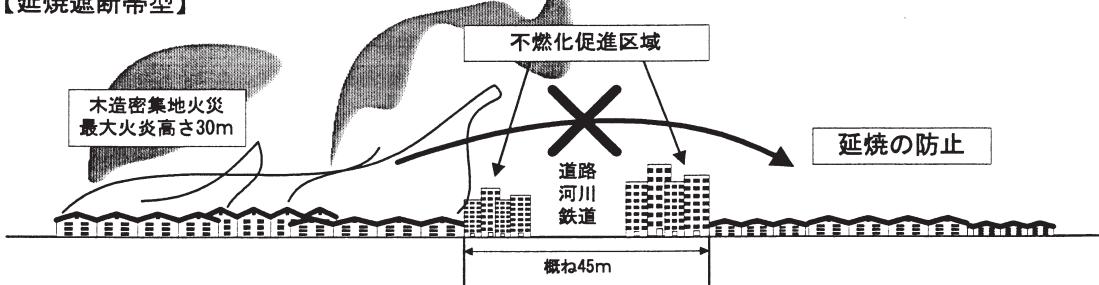
- 地域防災計画に定められた避難路の沿道おおむね 30m の区域を不燃化することにより、市街地火災によるふく射熱から通行する避難者を保護

### 【避難地型】



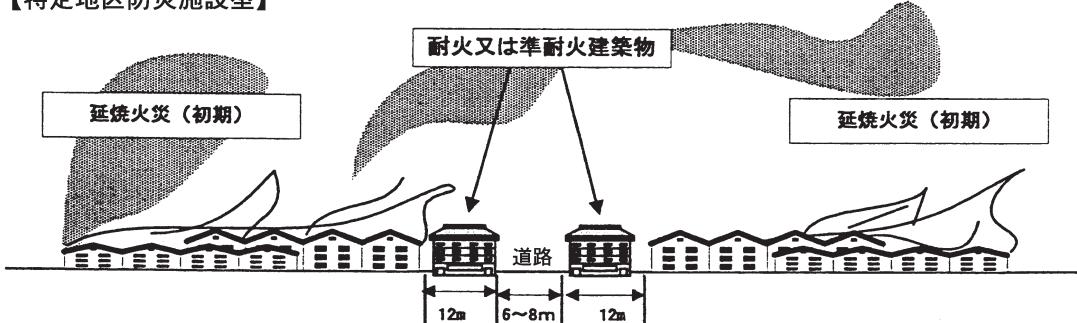
- 地域防災計画に定められた避難地の周辺おおむね 120mの区域を不燃化することにより、市街地火災によるふく射熱から、避難地に滞留する避難者を保護

### 【延焼遮断帯型】



- 地域防災計画に定められた延焼遮断帯の骨格となる幹線道路等の幅員と合わせておおむね 45mの区域を不燃化することにより、隣接するブロックへの延焼拡大を防止し市街地火災に対する安全性を確保

### 【特定地区防災施設型】



- 密集法に基づく特定地区防災施設の周辺おおむね 12m（1宅地分）の区域を不燃化することにより、初期火災に対する 1～2 時間程度の延焼防止と避難時間の確保

#### (4) 整備地域不燃化加速事業

地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域として指定しているほか、整備地域のうち、特に防災都市づくりに資する事業を重点的かつ集中的に実施する地域を重点整備地域（不燃化特区）として指定しています。

本事業は、整備地域のうち、重点整備地域を除く地域（約3,500ha）の不燃化を加速するため、事業主体となる区に対して、令和5年度から3年間の時限措置として、都が費用の一部を助成しています。事業の実施においては、区が町丁目単位に施行地区を設定し、木密地域の再生産を防止するため、以下の2つの要件に該当することとしています。

- ① 建築敷地の細分化のおそれがないこと
- ② 老朽建築物除却後の建替え建築物が耐火建築物等又は準耐火建築物等であること

都は、本事業において、老朽建築物の除却や建替えに向けた助成等を実施するとともに、体制強化のための仕組みづくり、専門家派遣、ノウハウ提供などにより区の取組を支援し、市街地の不燃化を強力に推進しています。

○助成金の額 ……都は事業を実施する特別区に対し、事業費の一部を次のとおり助成する。

区分		都	区
老朽建築物除却等支援費		1/2	1/2
建 替 え 促 進 支 援	共同建替え	建築設計費	1/2
		共同施設整備費	1/2
	戸建建替え	建築設計費	1/2
事業推進費		1/2	1/2

#### (5) 避難場所・地区内残留地区・避難道路の指定

震災時においては、まず、行政と住民が一体となって、出火防止、初期消火活動等のために全力を尽くすことが重要です。しかし、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要です。

このような事態に備えて、東京都はあらかじめ区部の避難場所・避難道路等を、震災対策条例第47条第1項及び第48条に基づきそれぞれ指定しています（**第3-48図 避難場所、地区内残留地区及び避難道路図（令和4年度改定）** 及び**第3-49表 避難場所及び地区内残留地区名一覧表（令和4年度改定）** 参照）。

なお、多摩の市町については、各市町で、地域の実態を踏まえ独自に指定を行っています。

#### (避難場所)

避難場所の指定に当たり、主な要件は以下のとおりです。

- 震災時火災のふく射熱に対して安全な面積（以下「避難有効面積」という。）を一定規模以上有すること。
- 主な土地利用が、公園・緑地、住宅団地、学校、運輸関連施設、供給処理施設、寺社・墓園、遊園地、運動施設等であること。

避難場所の収容人員は、避難有効面積に対して、1人当たり $1\text{ m}^2$ を確保することを原則とし、地区ごとに割り当てています。地区割当には、町丁、町内会、自治会区域等を考慮しています。

令和4年7月に改定を行い、221か所の避難場所を指定しています。

#### (地区内残留地区)

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区については、地区内残留地区に指定しています。

令和4年7月に改定を行い、40地区の地区内残留地区を指定しています。

#### (避難道路)

避難場所への避難方法は、任意の経路を利用しての避難が原則ですが、避難場所までの距離が約3km以上の地域又は火災による延焼の危険性が著しい地域には、避難道路を指定しています。これは、主要な避難経路をあらかじめ明らかにすることによって、安全で円滑な避難を誘導するためです。

令和4年7月の避難場所の改定に伴い、避難場所11か所について13系統、57路線、総延長約49kmを指定しています。

なお、避難道路は、原則として幅員15m以上（ただし、該当する道路がない場合は幅員7.5m以上）を指定しています。

第3-48図

避難場所、地区内残留地区及び避難道路図（令和4年度改定）



### 第3-49表 避難場所及び地区内残留地区名一覧表

(令和4年度改定)

番号	避難場所名	番号	避難場所名	番号	避難場所名	番号	地区内残留地区名
6	晴海地区	94	都営滝野川三丁目団地一帯	176	白鷺一丁目地区	301	千代田区、秋葉原、上野地区
7	迎賓館一帯	95	十条台・北区中央公園一帯	177	都営幸町アパート一帯	302	西新宿地区
8	芝公園・慶應大学一帯	96	荒川自然公園一帯	178	千寿第八小学校一帯	303	池袋地区
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	179	都立江北高校一帯	304	渋谷地区
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	98	高島平二・三丁目地区	180	竹の塚第一団地一帯	305	五反田地区
14	有栖川宮記念公園一帯	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	181	都営西保木間四丁目アパート一帯	306	銀座、日本橋周辺地区
15	青山墓地一帯	100	公社向原住宅一帯	182	フレール西新井中央公園一帯	307	東新橋、海岸地区
16	戸山公園一帯	101	城北中央公園一帯	183	江北平成公園一帯	308	芝浦地区
17	明治神宮外苑地区	102	光が丘団地・光が丘公園一帯	184	区役所・青戸団地一帯	309	港南地区
18	新宿御苑	103	石神井公園一帯	185	江戸川清掃工場一帯	310	若洲地区
19	新宿中央公園・高層ビル群一帯	104	上石神井アパート一帯	186	多摩川河川敷・二子橋一帯	311	港南、東品川地区
20	百人町三・四丁目地区	105	大泉中央公園一帯	187	多摩川河川敷・田園調布先一帯	312	海岸地区
21	六義園	106	舍人公園一帯	188	善福寺公園・東京女子大学一帯	313	青海、東八潮、台場地区
22	東京大学	109	東綾瀬団地一帯	189	井草八幡宮一帯	314	新木場、夢の島地区
23	後楽園一帯	110	荒川北岸・河川敷緑地一帯	190	都営保木間第5アパート一帯	315	新砂地区
24	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	111	荒川南岸・河川敷緑地一帯	191	総合スポーツセンター一帯	316	豊洲地区
26	護国寺一帯	112	水元公園	192	区立中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯	317	有明、東雲地区
27	谷中墓地	113	柴又野球場・江戸川緑地一帯	193	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯	318	赤坂、六本木地区
28	上野公園一帯	114	都営高砂団地一帯	194	セシオン杉並・妙法寺一帯	319	新橋、芝地区
29	大島・北砂団地一帯	115	奥戸運動場	195	自白台運動公園付近一帯	320	新富町、築地地区
32	公社南砂二丁目団地一帯	116	新四ツ木橋地区東岸	196	区立青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯	321	日本橋浜町、箱崎地区
33	辰巳団地・潮見運動公園一帯	117	篠崎公園	197	栗原団地一帯	322	八潮、東海、城南島地区
36	猿江恩賜公園一帯	118	江戸川南部一帯	198	竹の塚小学校一帯	323	昭和島地区
37	品川区役所一帯	119	亀戸・大島・小松川地区	199	竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯	324	京浜島地区
38	大井ふ頭一帯	120	グリーンパーク	200	区立第十四中学校一帯	325	羽田空港地区
39	大井競馬場・しながわ区民公園	122	白鬚東地区	201	区立舍人第一小学校・都営舍人町アパート一帯	326	錦糸町地区
40	駒場東大一帯	123	都営文花一丁目住宅一帯	202	区立北辰浜小学校一帯	327	辰巳、潮見、枝川地区
41	中目黒公園一帯	124	清澄庭園	203	都営花畠第4アパート一帯	328	西葛西地区
42	世田谷公園一帯	125	東京海洋大学一帯	204	宮城ファミリー公園・江南中学校一帯	329	入谷地区
43	東京工業大学	126	亀戸中央公園	205	ハートアイランド新田一帯	330	高島平地区
44	平和島地区	127	都営東砂二丁目住宅一帯	206	西新井駅西口地区一帯	331	勝島地区
45	昭和島野球場一帯	128	玉川野毛町公園一帯	207	都営南田中アパート	332	平和島地区
46	森ヶ崎公園	129	王子五丁目団地一帯	208	練馬総合運動公園一帯	333	南千住地区
47	東京国際空港天空橋周辺	130	中台三丁目地区	209	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯	334	蒲田地区
48	荻中公園	131	江北六丁目団地一帯	210	都立足立高校一帯	335	元赤坂地区
49	旧蒲田電車区周辺一帯	132	花畠団地一帯	211	早稲田大学早稲田キャンパス一帯	336	中央防波堤埋立地地区
50	池上本門寺一帯	133	新小岩公園・平井大橋地区	212	落合中央公園一帯	337	青山、麻布地区
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	135	木場公園一帯	213	本五ふれあい公園一帯	338	勝どき5~6丁目・豊海町地区
54	日本大学文理学部一帯	136	都立尾久の原公園一帯	214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯	339	青葉台、目黒地区
55	羽根木公園一帯	137	中川公園一帯・大谷田団地一帯	215	おとめ山公園地区一帯	340	新川地区
56	昭和女子大学一帯	138	新川ツインビル地区	216	桃井原っぱ公園一帯		
57	駒沢オリンピック公園一帯	139	佃リバーシティ地区	217	東京理科大学一帯		
58	都立園芸高校	140	両国地区	218	大崎駅西口地区一帯		
59	砧公園・大蔵運動公園一帯	141	亀戸二丁目団地一帯	219	洗足池公園一帯		
60	馬事公苑・東京農業大学一帯	142	成城学園一帯	220	東京電機大学一帯		
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯	143	袴糸の森公園一帯	221	あかつき公園一帯		
62	第一生命グランド一帯	144	飛鳥山公園	222	江戸川スボーツランド周辺一帯		
63	芦花公園・明大八幡山グランド一帯	145	北運動公園一帯	223	亀有一丁目一帯		
64	明治神宮・代々木公園一帯	146	都立汐入公園一帯	224	千住大橋駅地区一帯		
65	青山学院・実践女子学園一帯	147	武蔵大学	225	私学事業團総合運動場		
66	聖心女子大学一帯	148	豊島園	226	小菅東スポーツ公園		
67	江古田の森公園一帯	149	上千葉砂原公園一帯	227	都立江戸川高校一帯		
68	哲学堂公園一帯	151	小石川植物園	228	南砂三丁目公園一帯		
69	コーチャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	152	荒川・四ツ木橋緑地	229	新河岸東公園一帯		
70	中野区役所一帯	153	墨田区役所・隅田公園広場一帯	230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯		
71	公社鷺宮西住宅一帯	154	錦糸公園	231	堀船地区一帯		
73	明大和泉校舎一帯	155	立花一丁目団地一帯	232	赤羽北地区一帯		
74	和田堀公園(東地区)一帯	156	林試の森公園	233	浮間一丁目地区		
75	善福寺川緑地・和田堀公園(西地区)一帯	157	戸越公園一帯	234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区		
77	シャレーイ荻窪一帯	158	恵比寿ガーデンプレイス	235	城北公園一帯		
78	柏の宮公園一帯	159	國士館大学一帯	236	都営平井アパート一帯		
79	高井戸駅一帯	160	きたみふれあい広場一帯	237	荒川工業高校一帯		
80	高井戸公園一帯	161	学芸大学附属高校一帯	238	駒場地区		
82	上井草スポーツセンター一帯	162	鳥山北住宅・日本女子体育大学一帯	239	都営成増五丁目第2アパート一帯		
83	染井墓地・駒込中学校一帯	163	井草森公園一帯	240	日本郵政・高井戸東小学校一帯		
84	雑司ヶ谷墓地	164	平和の森公園一帯	241	南六郷中学校周辺一帯		
85	豊島区立総合体育場一帯	165	東京大学附属中等教育学校一帯	242	大森第八中学校・マチノマ大森周辺一帯		
86	学習院大学	166	隅田公園一帯	243	東京学芸大学附属大泉小学校一帯		
87	立教大学	167	清水坂公園一帯	244	区立二子玉川公園		
88	荒川河川敷一帯	168	船堀一丁目住宅一帯	245	都営扇三丁目第2アパート一帯		
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	169	都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯	246	曳舟駅周辺一帯		
90	豊島五丁目団地一帯	170	行船公園・宇喜田住宅一帯	247	JT周辺一帯		
91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	174	天王洲アイル周辺	248	区立代々木大山公園・製品評価技術基盤機構一帯		
93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	175	都立武藏丘高校一帯				

## (6) まちづくりの機会を捉えた無電柱化

昨今、台風などの自然災害がもたらす電柱倒壊により、道路閉塞や長期にわたる大規模停電が発生するなど、無電柱化の防災上の重要性が更に高まっている状況です。

このため、「無電柱化加速化戦略」及び「東京都無電柱化計画」（5か年の整備計画含む）に基づき、土地区画整理事業や木密地域における防災生活道路の整備や宅地開発無電柱化推進事業への財政的支援を行っています。

さらに、まちづくりにおける無電柱化が標準仕様になることを目指し、都が補助する市街地整備事業において無電柱を原則義務化するなど、大規模開発から宅地開発まであらゆる機会を捉えた取組を推進するとともに、無電柱化を推進する事業者の認定や相談窓口の設置等を実施しています。また、木密地域では、震災時における避難や消防救援活動をより効果的に進めるために、特に区道等に連なる私道等の無電柱化を推進する必要があることから、整備地域、重点整備地域及び防災再開発促進地区において、区及び私道等の土地所有者に対し支援を行っています。

## (7) 東京都建築安全条例による防火規制（新たな防火規制）

木造密集地域における木造建築物の再建築を防ぎ、災害時のまちの安全性を高めるため、平成15年3月、東京都建築安全条例に耐火性能の高い準耐火建築物へ誘導する新たな防火規制を制定しました（第7条の3）。

### ア 規制の区域

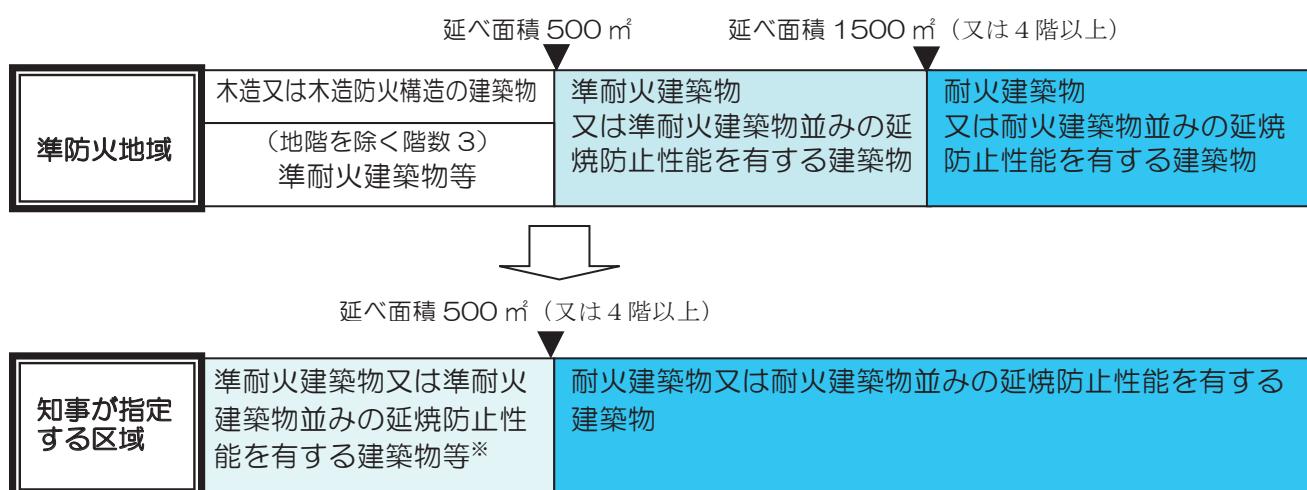
東京都震災対策条例で定める整備地域やその他の災害時の危険性が高い地域で、知事が指定する区域です。

令和7年4月1日現在、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区、練馬区及び三鷹市（19区1市）のそれぞれ一部、約7,460haが規制する区域として指定されています。

### イ 規制の内容

（ア）原則として、全ての建築物は、準耐火建築物又は準耐火建築物並みの延焼防止性能を有する建築物以上（一定の技術的基準に適合する建築物は除く。）としなければなりません。

（イ）そのうち、延べ面積が500m<sup>2</sup>を超えるものは、耐火建築物又は耐火建築物並みの延焼防止性能を有する建築物としなければなりません。



※小規模な附属建築物等には、除外規定があります。

### ウ 規制区域の拡大

令和3年3月に改定した防災都市づくり推進計画〈整備プログラム〉において、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」を位置付け、防火規制を促していくとしており、引き続き、地元区市の意見を十分に聴き、規制区域を拡大することを予定しています。

## (8) 建築物の耐震化・防災ボランティア

### ア 東京都耐震改修促進計画

首都直下地震の切迫性が指摘されるなか、都は、平成 19 年 3 月に「東京都耐震改修促進計画」を策定しました（最終改定：令和 5 年 3 月）。計画では、耐震化率の目標等を定めるなどとともに、以下のとおり重点的な取組を実施しています。

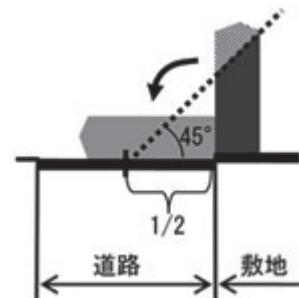
#### (ア) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路の全路線を指定し、平成 20 年度から沿道建築物の耐震化促進に向けた事業を実施しています。

中でも、避難や救急・救命活動、緊急物資輸送の大動脈となる緊急輸送道路については、建物の倒壊による道路閉塞を防止することが重要です。そのため、平成 23 年 4 月には「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、緊急輸送道路のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要のある道路を特定緊急輸送道路に指定し、その沿道建築物の所有者等に耐震診断等を義務付けました。あわせて、助成制度やアドバイザー制度等の支援策も充実させ、耐震化に取り組んでいます。

##### ① 条例の概要

- 特定緊急輸送道路の指定（平成 23 年 6 月 28 日指定、令和 5 年 3 月 31 日一部解除）  
緊急輸送道路約 2,000km のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要のある道路を特定緊急輸送道路に指定
- 耐震化状況報告義務（平成 23 年 10 月 1 日指定）  
次のいずれにも該当する建築物（特定沿道建築物）の所有者等に、耐震診断や耐震改修の実施状況等についての報告を義務付け
  - ・ 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
  - ・ 昭和 56 年 5 月以前に新築された建築物（旧耐震基準）
  - ・ 道路幅員のおおむね 2 分の 1 以上の高さの建築物（右図）
- 耐震診断実施義務（平成 24 年 4 月 1 日から）
  - ・ 特定沿道建築物の所有者に耐震診断の実施を義務付け
  - ・ 行政指導や実施命令により義務の履行を確保
  - ・ 耐震診断未実施の建築物を公表（平成 27 年 2 月から令和 3 年 3 月。令和 3 年 4 月以降は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき公表継続）
- 耐震改修等実施努力義務（平成 24 年 4 月 1 日から）
  - ・ 耐震性能が不十分な特定沿道建築物の所有者に耐震改修等の実施努力義務
  - ・ 行政指導や実施指示により耐震改修等の実施を促進
- 占有者の努力義務等（令和元年 7 月 1 日から）
  - ・ 沿道建築物の占有者に、所有者が行う耐震化の実現に向けて協力する努力義務を課すなど、沿道建築物の占有者の協力を得やすくなるよう環境を整備



② 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化の状況の公表

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の進捗情報を都民に情報提供するため、条例に基づき、主要交差点ごとの耐震化率等を公表。令和2年度からは、通行機能を的確に表せる指標である区間到達率及び総合到達率を公表

③ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成制度

耐震改修等に要する費用について、助成事業を実施する区市町村に対して補助

(イ) 住宅の耐震化

地震による住宅の倒壊を防ぐことは、都民の生命と財産を守るとともに、都市の防災力の向上にもつながることから、都は、所有者への積極的な働き掛け等を行う区市町村を対象に補助をしています。

また、令和5年度からは、平成12年以前に建築された新耐震基準の木造住宅も補助対象に加え、令和7年度からは、障害者や要介護者等が居住する世帯を対象に補助を拡充しています。

さらに、信頼できる耐震診断事務所の公表等、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができる環境を整えています。

(ウ) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物及び防災上重要な公共建築物の耐震化

大規模な百貨店、ホテル、劇場等については、令和7年度末までに95%の耐震化率の実現を目指し、建物所有者に対しアドバイザー派遣などの働き掛けを行っていきます。また、防災上重要な公共建築物については、できるだけ早期に100%の耐震化率の達成を図ります。

イ 防災ボランティアの養成

大規模地震が発生した場合、二次災害を防止するため、速やかに被害状況を調査し、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（被災建築物応急危険度判定）を行うことが求められます。

膨大な数の被災建築物について応急危険度判定を速やかに行うためには、公共機関及び関係団体はもとより、民間の建築技術者の協力が不可欠です。このため、都では、平成7年5月に東京都防災ボランティアに関する要綱を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付け、令和7年3月末現在、約13,146人の判定員を確保しています。

なお、近年の応急危険度判定実績は第3-50表のとおりです。

第3-50表 応急危険度判定実績

地震名	発生年月日	派遣判定員数	判定棟数
新潟県中越地震	平成16年10月23日	65名	1,069棟
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	62名	1,320棟
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	13名	193棟
熊本地震	前震：平成28年4月14日 本震：平成28年4月16日	100名	2,621棟

（令和7年4月1日現在）

## ＜トピック＞

### 液状化による建物被害に備える

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範囲で液状化被害が発生しました。震源から遠く離れた東京都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、区部東部の 5 区で木造住宅が傾くなどの被害が生じました。

このため、地盤工学の専門家などから成る「東京都建築物液状化対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を同年 7 月に設置し、液状化による建物被害が発生した地区を対象とする地盤調査の実施などを通じて、木造住宅などの建築物を対象とした行政の取組などについて検討してきました。

検討委員会からは、東京都が取り組むべき事項として、①都民の皆様が液状化による建物被害に備えるための手引の作成、②地盤データの情報提供、③都民からの相談体制の整備などが提案されました。

これを踏まえ、建て主や建物所有者が敷地における液状化の可能性について調査し、どのように地盤の液状化による建物被害に備えていくかについて、設計者などの専門家と相談しながら検討していくことができる環境整備を図っています。

項目	内容	
1 液状化による建物被害に備えるための手引の作成・公表	液状化に関する知識を深め、木造住宅などの建築物を対象として、液状化が発生する仕組みや地盤調査の方法、対策工法などについて、分かりやすく解説することを目的としています。	・平成 25 年 3 月 ホームページ公表 ・平成 25 年 4 月 各行政区で閲覧開始
2 地盤データの情報提供	液状化の発生の可能性を調べるために、液状化予測図や過去の地形図、地盤調査データ（柱状図）などの資料が参考となります。このため、それぞれの資料の概要を説明するとともに、資料の閲覧が可能な体制を整備しました。 また、地域により密着した情報を提供するために民間建築物の地盤データを収集し、その公表に向けて検討を開始しました。	・平成 25 年 5 月 順次、各行政区及び区市で閲覧開始 ・平成 26 年 5 月 建物における液状化ポータルサイトを開設し 情報提供開始
3 都民からの相談体制の整備	液状化発生の可能性や敷地における地盤状況の把握、地盤の特性に応じた対策工法の選定など、建て主や建物所有者が液状化による建物被害に備え検討していくために必要な情報の提供やアドバイスを行っています。  「東京都液状化対策アドバイザー制度」を創設 液状化対策を検討する初期段階において必要な情報の提供やアドバイスを行っています。 区市等と協力して、液状化の可能性のある地域における建築物の建て主等に対して、必要な対策の実施を働き掛けていきます。	・平成 25 年 4 月 順次、各行政区で相談開始 状況に応じて、専門家を紹介  ・平成 25 年 6 月 相談開始 ・令和 5 年 10 月 アドバイザーの派遣無料化

## <トピック>

### 不燃化特区制度・特定整備路線の取組

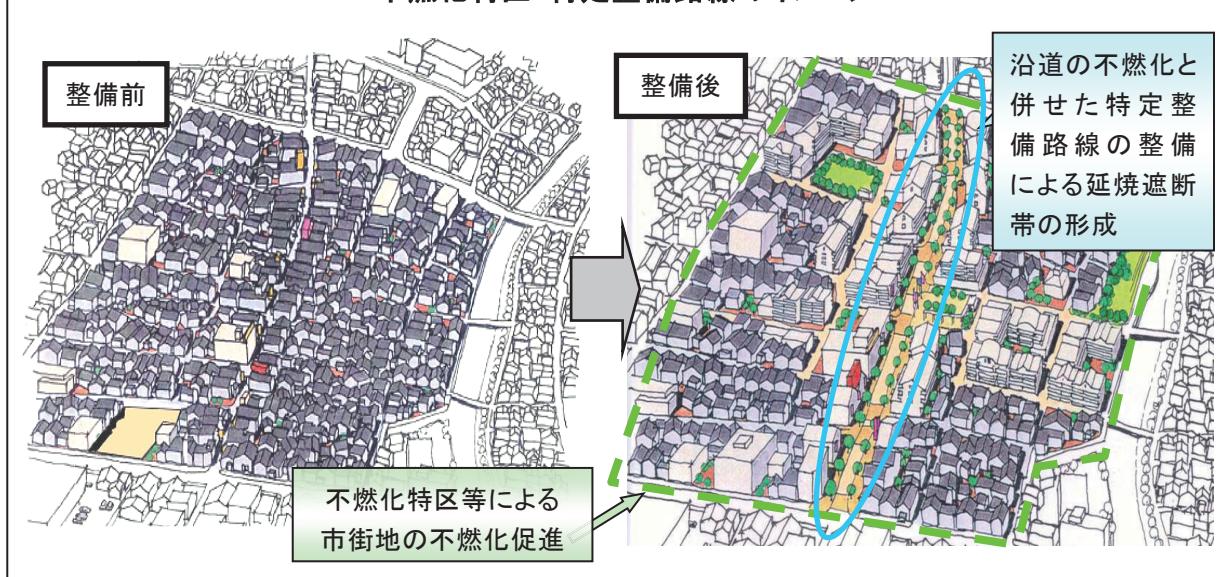
都内には、地震発生時に大規模火災が想定される木造住宅密集地域（以下「木密地域」という。）が広範に分布しています。このため、都では、「防災都市づくり推進計画」を平成7年度に策定し、整備地域等を定め、これまでに延焼遮断帯となる道路の整備や建物の不燃化・耐震化を促進してきました。しかし、整備地域における不燃領域率は56%（平成18年度時点）、都市計画道路の整備率はおおむね5割（平成22年度時点）にとどまっており、また、住民の高齢化や権利関係の複雑さなどから、木密地域の改善が進みにくい状況にありました。こうした状況の中、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木密地域の改善を一段と加速する必要があることから、都は、平成23年度に木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げ、10年間の重点的・集中的な取組により、整備地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指してきました。

この目標実現のため、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の大幅な拡大や、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対し建替除却費用の助成拡充、専門家派遣、都税の減免措置など特別の支援を行う不燃化特区制度を構築・推進し、区と連携して市街地の不燃化を促進してきました。

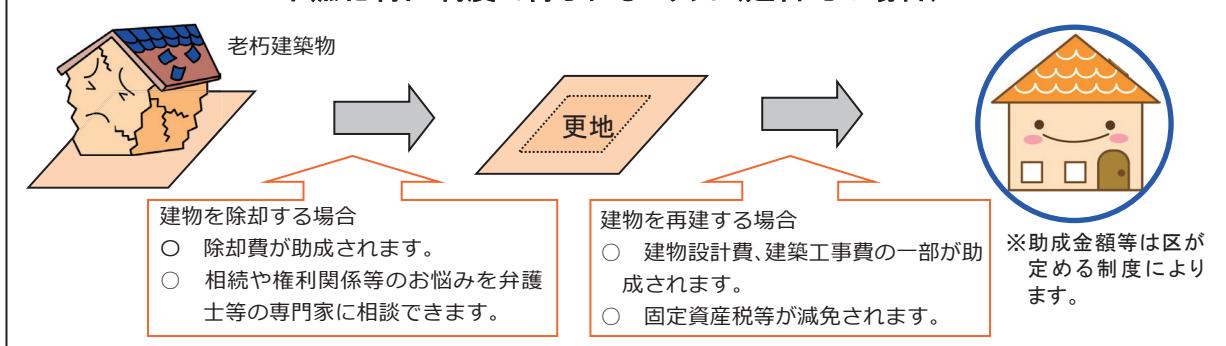
また、整備地域内の都施行の都市計画道路を特定整備路線として定め、関係権利者の生活再建等のための特別の支援を行うことで、その整備を加速し、延焼遮断帯の形成を推進してきました。

これらの取組は、令和12年度まで延長し、引き続き、整備地域の防災性の向上を強力に進めています。

#### 不燃化特区・特定整備路線のイメージ

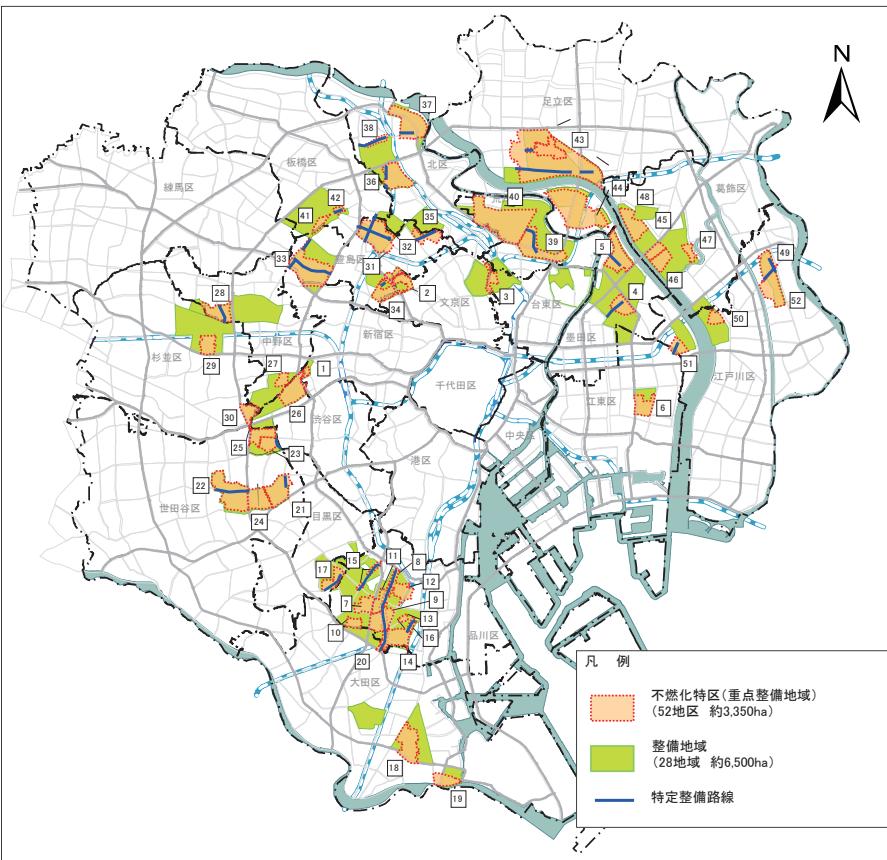


#### 不燃化特区制度で得られるメリット(建替えの場合)



## 不燃化特区

事業実施中の地区		令和7年4月1日現在
1	新宿区	西新宿五丁目地区
2	文京区	大塚五・六丁目地区
3	台東区	谷中一・三・五丁目地区
4	墨田区	京島周辺地区
5		鐘ヶ淵周辺地区
6	江戸川区	北砂一・四・五丁目地区
7		東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び西中延三丁目地区
8		補助2号線沿道地区（品川区）
9		霞町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区
10		旗の台四丁目、中延五丁目地区
11	品川区	戸越一・四・五・六丁目地区
12		西品川一・二・三丁目地区
13		大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区
14		放送2号線沿道地区
15		補助28号線沿道地区
16		大井二丁目地区
17	目黒区	自黒町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区
18		大森中地区（西柳谷、東浦田、大森中）
19	大田区	羽田二・三・六丁目地区
20		補助29号線沿道地区（大田区）
21		太子堂・三宿地区
22		区役所周辺地区
23	世田谷区	北沢一・四丁目地区
24		太子堂・若林地区
25		北沢五丁目・大原一丁目地区
26	渋谷区	本町二・六丁目地区
27		弥生町三丁目周辺地区
28		大和町地区
29	杉並区	杉並駅六小学校周辺地区
30		方南一丁目地区
31		東池袋四・五丁目地区
32	豊島区	池袋木町・上池袋地区
33		補助17号線沿道地区
34		駒込二丁目・南池袋地区
35	墨田区・北区	補助1号線沿道地区
36		十条駅周辺地区
37		志茂一・岩淵地区
38		赤羽西補助86号線沿道地区
39	荒川区	荒川・南千住地区
40		町屋・尾久地区
41	板橋区	大谷口一丁目周辺地区
42		大山駅周辺地区
43		西新宿駅西口周辺地区
44	足立区	足立区中南部一帯地区
45		西沢一・二丁目地区
46		東沢二丁目地区
47	葛飾区	東立石四丁目周辺及び四丁目地区
48		南小岩七・八丁目周辺地区
49		南島三丁目地区
50	江戸川区	平井二丁目付近地区
51		南小岩南部・東松本付近地区
52		



## 特定整備路線

路線名	箇所	延長(m)	所在区	路線名	箇所	延長(m)	所在区		
林試の森周辺・桂原地域				西ヶ原・巣鴨地域					
1 放射第2号線	西五反田七丁目～西中延一丁目	1,255	品川区	16 補助第81号線	豊・巣鴨五丁目～北	930	豊島区・北区		
2 補助第28号線	大井四丁目付近	520	品川区	十条・赤羽西地域					
3 補助第29号線	品・大崎三丁目～大	3,445	品川区・大田区	17 補助第73号線	上十条二丁目～十条仲原二丁目	895	北区		
4 補助第46号線	自黒町五丁目付近	510	自黒区	18 補助第86号線	赤羽西五丁目～一丁目	1,150	北区		
	自黒町五丁目～洗足一丁目	550	自黒区	志茂地域					
世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地域				19 補助第86号線	志茂一丁目付近	620	北区		
5 补助第26号線	三宿二丁目～池尻四丁目	440	世田谷区	荒川地域					
6 补助第52号線	若林五丁目～豪徳寺二丁目	1,310	世田谷区	20 补助第90号線	荒川一丁目～町屋一丁目	1,230	荒川区		
北沢地域				西新井駅西口一帯地域					
7 补助第26号線	目・駒場四丁目～渋大山町	550	渋谷区・世田谷区・自黒区	21 补助第136号線	扇一丁目～梅田三丁目	1,910	足立区		
大和町・野方地域				22 补助第138号線	興野一丁目～本木二丁目	350	足立区		
8 补助第227号線	大和町一丁目～四丁目	710	中野区	足立地域					
南長崎・長崎・落合地域				23 补助第136号線	足立一丁目～三丁目	630	足立区		
9 补助第26号線	南長崎六丁目～長崎五丁目	320	豊島区	墨田区北部・龜戸地域					
10 补助第26号線	千早四丁目～要町三丁目	460	豊島区	24 放射第32号線	押上三丁目～京島一丁目	860	墨田区		
11 补助第172号線	長崎一丁目～長崎五丁目	1,620	豊島区	25 补助第120号線	墨田二丁目～三丁目	530	墨田区		
東池袋・大塚地域				平井地域					
12 补助第81号線	南池袋二丁目～四丁目	260	豊島区	26 补助第144号線	平井二丁目付近	490	江戸川区		
池袋西・池袋北・滝野川地域				南小岩・東松本地域					
13 补助第73号線	豊・池袋本町二丁目～板橋一丁目	1,070	豊島区・板橋区	27 补助第142号線	南小岩四丁目～東小岩四丁目	560	江戸川区		
14 补助第82号線	豊・上池袋三丁目～板・大山金井町	1,130	豊島区・板橋区	28 补助第143号線	南小岩八丁目付近	620	江戸川区		
大谷口周辺地域				(赤文字は都市整備局実行区间を表す。)					
15 补助第26号線	大山町付近	375	板橋区						

### 3 総合治水対策

#### (1) 東京都豪雨対策基本方針

東京都では、市街化の進展に伴う都市型水害に対応するため、河川・下水道の整備に雨水流出抑制などを加え、総合的な治水対策に取り組んできました。2000年代になると、局所的な豪雨の増加が顕在化し、市街化が進む中小河川周辺を中心に被害が続きました。このため都は、「東京都豪雨対策基本方針」を策定（2007（平成19）年）・改定（2014（平成26）年及び2023（令和5）年）し、「河川整備」、「下水道整備」、「流域対策」、「家づくり・まちづくり対策」及び「避難方策」の五つの施策について方向性を示し、関係者が協調して目標に向けて取組を進めてきました。

令和5年12月の改定に当たっては、気候変動に対応するため対策の目標を引き上げ、豪雨対策の五つの施策の更なる強化とあらゆる関係者の連携により新たな取組を生み出すことを狙いとしています。

河川からのはん濫（外水はん濫）及び下水道からのはん濫（内水はん濫）に対しては、それぞれのリスクが高いエリアに対し、重点的に対策を進めています。外水はん濫については流域における被害・降雨・人口や資産等から「対策強化流域」を、内水はん濫については地区における被害・地形・施設能力等から「重点地区」を選定し、豪雨対策を推進しています。

#### 【改定の内容】

- 気候変動に伴う降雨量の増加（1.1倍）に対応するため、目標降雨を引き上げ  
(都内全域で+10ミリ)
- 目標降雨に対して、主に河川整備、下水道整備及び流域対策で浸水被害を防止
- 目標を超える降雨に対しても、五つの施策を組み合わせて、もしもに備える
- 重点的な対策強化によって事業効果を早期発現し、都内全域で段階的に事業展開

#### 【具体的な取組の方向性】

- 河川整備
  - ・気候変動を踏まえた年超過確率1/20の規模の降雨に対応
  - ・降雨量增加分には主に調節池等による対応を基本に、効率的・効果的な対策を実施（流下施設（地下河川等）の整備や複数調節池の連結など）
- 下水道整備
  - ・浸水の危険性が高い地区を重点化し、幹線や貯留施設などの基幹施設の整備を推進
  - ・多摩部における市町村への補助による公共下水道の浸水対策支援など
- 流域対策
  - ・あらゆる関係者による雨水流出抑制の取組への支援充実
  - ・流域対策の協働を促す広報強化など

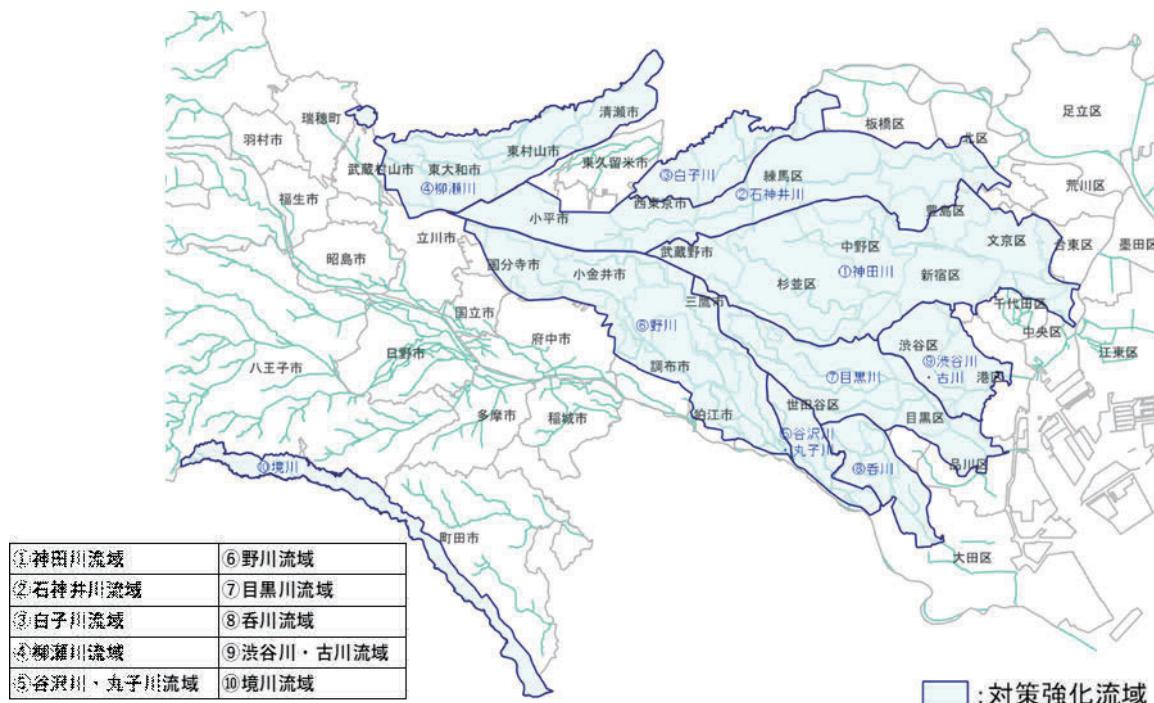
○家づくり・まちづくり対策

- ・高台まちづくり、グリーンインフラ等の水害に強いまちづくりの推進
- ・地下街における行政と管理者間の連携強化や避難訓練等の水害対策の推進など

○避難方策

- ・浸水予測の充実や河川水位等の情報発信強化
- ・水害リスク等の情報を活用した地域の防災力向上など

第3-51図 対策強化流域、重点地区



重点地区（区部）



※重点地区（市町村）は、市町村が令和5年度に市町村下水道事業強化都要補助制度を活用して浸水対策を実施している箇所であり、市町村の計画策定状況等を踏まえ、順次拡大

### 重点地区（多摩部）

## (2) 流域別豪雨対策計画

豪雨対策基本方針の改定に基づき、対策強化流域においては、「流域別豪雨対策計画」を策定・改定し、区市町村と連携して河川環境や景観、生態系の保全・再生・創出等を考慮しつつ、地域の特性に合わせた河川整備や下水道整備、流域対策や家づくり・まちづくり対策などの豪雨対策を推進していきます。

## (3) 豪雨対策の更なる推進に向けて

気候変動に対応した強靭で持続可能な首都東京を目指し、豪雨対策を着実に推進します。

- 豪雨対策を進める計画や取組の推進
- 都民や企業への情報発信強化
- 最新の技術や知見の活用
- みんなで取り組むための「人づくり」
- PDCAサイクルによる事業推進